

電子記録移転権利等の取引等に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、顧客に対する投資勧誘及び顧客管理等について、その業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

第2章 投資勧誘

(通則)

第2条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、金融商品取引法その他の法令並びに定款及び諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、これに必要な態勢を整備し、顧客本位の事業活動に徹しなければならない。

- 2 正会員は、顧客の知識、投資経験、投資目的・動機、資産状況等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。
- 3 正会員は、当該正会員にとって新たな電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、電子記録移転権利等の特性やリスクを十分に把握し、当該電子記録移転権利等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。
- 4 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(顧客管理記録及び確認記録等)

第3条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行う顧客について、商号、名称又は氏名、所在地又は住所、連絡先、生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）、職業（顧客が自然人の場合に限る。）、投資経験、投資目的・動機、資産状況その他顧客管理上必要な事項を記載した顧客管理記録の作成及び保存をしなければならない。

- 2 正会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与防止のための内部管理体制の整備に努めるものとする。
- 3 正会員は、顧客管理記録、確認記録及び取引記録作成のために収集した情報を適切に管理し、顧客の同意なく他に漏洩してはならない。
- 4 正会員は、第1項に規定する顧客管理記録を電磁的方法により作成及び保存することができる。

(取引開始基準)

第4条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、取引開始基準を定め、基準に適合した顧客との間で契約の締結をしなければならない。

- 2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。
 - 1 顧客の投資経験
 - 2 顧客の財産の状況
 - 3 次に掲げる事項に関する顧客の理解度
 - イ 電子記録移転権利等に係る保有・移転の仕組み

- ロ 電子記録移転権利等に係る保有・移転の仕組みに起因するリスク
- 4 過去の取引経験（電子記録移転有価証券表示権利等その他これに類する仕組みを用いた取引に限る。）
- 5 その他正会員において必要と認める事項

（自己責任原則の徹底）

第5条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たっては、顧客に対し、顧客自身の判断と責任において、金融商品取引を行うべきものであることを理解させなければならない。

（高齢顧客に対する勧誘による販売）

第6条 正会員は、高齢顧客に電子記録移転権利等（デリバティブ取引を含む。以下本条において同じ。）の勧誘による販売を行う場合には、当該正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる電子記録移転権利等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適切な投資勧誘に努めなければならない。

第3章 顧客管理

（顧客管理体制）

第7条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、役職員の禁止行為等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

2 正会員は、前項に規定する社内規則に基づき、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の電子記録移転権利等の売買その他の取引等の状況及び役職員の事業活動の状況についての的確な把握に努めなければならない。

（顧客からの苦情及び紛争処理体制）

第8条 正会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。

第4章 法令遵守等に係る体制整備

（個人情報の取扱い）

第9条 正会員は、顧客に関する個人情報の取扱いについて、社内規則の策定その他適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

（法人関係情報の取扱い）

第10条 正会員は、業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、正会員における法人関係情報の管理態勢等を整備しなければならない。

（非公開情報の取扱い）

第11条 正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第4号に規定する発行者等に関する非公開情報の取扱いについての社内規則その他適切な取扱いを確保す

るための措置を講じなければならない。

（仮名取引の受託の禁止）

第12条 正会員は、顧客から電子記録移転権利等の売買その他の取引等の注文があった場合において、仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。

（システム管理）

第13条 正会員は、顧客から預託を受けた電子記録移転権利等が、適切に記録、管理されるためのシステムリスク管理態勢を構築しなければならない。

（登録金融機関である正会員の顧客の非公開融資等情報の管理の徹底等）

第14条 正会員（登録金融機関である正会員に限る。次条において同じ。）は、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第13号に規定するものをいう。）の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。

（登録金融機関である正会員の顧客に対する融資等の便宜の提供等の禁止）

第15条 正会員は、顧客に対して、融資、保証等に関する特別の便宜の提供を約し、電子記録移転権利等の売買その他の取引等又は当該取引の勧誘を行ってはならない。

（社内検査）

第16条 正会員は、法令等の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

第5章 その他

（事業継続体制の整備）

第17条 正会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

（注）改正条項は次のとおりである。

第2条第1項及び第3項を改正し、第4項を新設。

第3条第1項を改正し、第4項を新設。

第4条第2項各号を改正。

第9条を改正し、第9条第2項及び第3項を削り、第11条及び第12条を1条ずつ繰り上げ、第10条及び第11条とする。

第12条、第14条及び第15条を改正し、第16条及び第17条を新設。

